

令和7年度（2025年度）甲良町農業再生協議会水田収益力強化ビジョン

1 地域の作物作付の現状、地域が抱える課題

本地域は、鈴鹿山脈から琵琶湖に注ぐ犬上川中流域のなだらかな扇状地の上に位置しており、近江盆地東部の穀倉地域である。耕地面積のうち約94%が水田となっている。また、全水田面積に占める主食用米面積の割合が約60%で、転換作物では小麦、大豆の面積が多く、土地利用型作物の担い手への集積が進んでいる。

一方、農家の高齢化が進み、離農等による農家戸数の減少が見られ、経営面積の維持が課題となっているが、各集落で担い手の育成が推進され、認定農業者や集落営農法人等の担い手が農地集積を進めてきた。

しかしながら、今後も地域の高齢化や人口減少に歯止めがかからないことが予測され、担い手や集落営農法人構成員の高齢化や後継者不足などの課題は残されたままである。

そのほか、小麦・大豆については、排水不良等により単収の低下を招いており是正が必要になっている。

2 高収益作物の導入や転換作物等の付加価値の向上等による収益力強化に向けた産地としての取組方針・目標

転換作物については、小麦・大豆の作付促進を継続する一方、黒大豆や小豆に関して、今後も、安定かつ継続的な生産を行うことで実需者との結びつきを強固にし、需要に応じた生産をしていく。

また、集落営農の形態に合わせた野菜の産地化を目指すとともに、担い手の米・小麦・大豆と合わせたビニールハウス等による軟弱野菜の生産などの複合経営による経営安定を推進する。

さらに、道の駅せせらぎの里こうらやJAの直売所を活用することで、契約栽培を軸とする農家の意識醸成を進めていく。

3 畑地化を含めた水田の有効利用に向けた産地としての取組方針・目標

本地域は、集団性の高い農地が広範囲を占めている利点を活かし、水田における畑作物の作付については、小麦・大豆の集団転作が主になっており、その大部分を農事組合法人や認定農業者が生産する構造が定着しつつある。よって本地域では、今後も水田面積は維持したまま、集落ぐるみの団地化やブロックローテーションの取組みを継続することを基本とするが、数年以上定着して畑作物の生産を継続している水田については、畑地化の取組を推進する。

畑地化の推進にあたっては、過去の営農計画書等で水張り状況を確認し、数年にわたって畑作物のみの作付を行っていた水田の存否を点検する。点検の結果、畑地化の推進対象となりうる水田が存在した場合、集落営農組織や農業委員会等との調整を経て、所有者、生産者の意向、地域実情を鑑みた上で、排水性の改善等に計画的に取り組み、実効性のある畑地化を推進する。

4 作物ごとの取組方針等

(1) 主食用米

売れる米作りの徹底により米の主産地としての地位を確保し、「近江米」の需要量シェアの維持・向上を進めていく。

また、「環境こだわり農業」を推進し、消費者に安全・安心な農産物を提供するとともに、環境に配慮した農業を展開する。

主食用米の需要が多いことから、非主食用米からの転換を図ることとする。

(2) 非主食用米

ア 飼料用米

主食用米の需要が多いため、主食用米に転換を図ることとする。

イ 米粉用米

主食用米の需要が多いため、主食用米に転換を図ることとする。

ウ 新市場開拓用米

令和6年度は取組実績はなく、令和7年度も取組予定はない。

エ WCS 用稲

令和6年度は取組実績はなく、令和7年度も取組予定はない。

オ 加工用米

主食用米の需要が多いため、主食用米に転換を図ることとする。

(4) 小麦、大豆、飼料作物

小麦・大豆づくりについては、現在実施しているブロックローテーションによる団地化や担い手への土地利用集積等を今後も推進するとともに、栽培技術の研究を更に行い、売れる高品質麦・大豆の生産を進める。

(5) そば、なたね

地場流通を主体にした需要に応じた生産を行う。

(6) 地力増進作物

令和6年度は取組実績がなく、令和7年度も取組予定はないが、今後の推進について協議を進める。

(7) 高収益作物

水田の有効活用を促進するため、特に環境こだわり野菜・果樹・花き・花木（ユーカリ）を中心に実需者の需要に応じて生産拡大を進める。

5 作物ごとの作付予定面積等

～

8 産地交付金の活用方法の明細

別紙のとおり

※ 農業再生協議会の構成員一覧（会員名簿）を添付してください。

5 作物ごとの作付予定面積等

(単位:ha)

作物等	前年度作付面積等		当年度の 作付予定面積等		令和8年度の 作付目標面積等	
		うち 二毛作		うち 二毛作		うち 二毛作
主食用米	348	0	359	0	330	0
備蓄米	0	0	0	0	0	0
飼料用米	3.8	0	0	0	0	0
米粉用米	0.9	0	0.4	0	15	0
新市場開拓用米	0	0	0	0	2.5	0
WCS用稲	0	0	0	0	0	0
加工用米	0.9	0	0.3	0	2	0
麦	242.3	0	239.2	0	260	0
大豆	230	227	231	227	230	228
飼料作物	0	0	0	0	0	0
・子実用とうもろこし	0	0	0	0	0	0
そば	0	0	0	0	0	0
なたね	0	0	0	0	0	0
地力増進作物	0	0	0	0	0	0
高収益作物	3.5	0.94	5.2	1	15.1	0
・野菜	1.6	0.94	2.8	1	8	0
・花き・花木	0.5	0	0.5	0	3	0
・果樹	1.4	0	1.9	0	4	0
・その他の高収益作物	0	0	0	0	0.1	0
その他	0	0	0	0	0	0
・	0	0	0	0	0	0
畑地化	0	0	0	0	0	0

6 課題解決に向けた取組及び目標

整理 番号	対象作物	使途名	目標		
				前年度（実績）	目標値
1	麦（基幹作物）	麦担い手助成	作付面積の拡大	令和6年度 242.3ha	令和8年度 260ha
2	非主食用米水稻助成（基幹作物）	飼料用米・米粉用米・加工用米助成	作付面積の拡大	令和6年度 5.6ha	令和8年度 19.5ha
3・4	野菜、果樹、花き・花木（基幹作物・二毛作）	野菜・果樹・花き・花木助成	作付面積の拡大	令和6年度 3.5ha	令和8年度 9.5ha

※ 必要に応じて、面積に加え、取組によって得られるコスト低減効果等についても目標設定してください。

※ 目標期間は3年以内としてください。

7 産地交付金の活用方法の概要

都道府県名: 滋賀県

協議会名: 甲良町農業再生協議会

整理 番号	使 途 ※1	作 期 等 ※2	単 価 (円/10a)	対 象 作 物 ※3	取 組 要 件 等 ※4
1	麦担い手助成	1	1,000	麦(基幹作物)	甲良町認定農業者・集落営農法人で、出荷販売を目的に麦を作付する者で販売収入増大「収量の増大(安定)」に向けた取組み(土づくりか農薬の低減化の取組みのうち1つ以上実施)を行う者
2	非主食用水稲助成	1	5,000	飼料用米・米粉用米・加工用米(基幹作物)	需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領別紙1の第5の4に基づき、届出をしている者
3・4	野菜・果樹・花き・花木助成	1・2	35,000	野菜・果樹・花き(基幹作物)(別紙作物一覧のとおり)	出荷・販売を目的として、野菜・果樹・花き・花木を作付する者

※1 二毛作及び耕畜連携を対象とする使途は、他の設定と分けて記入し、二毛作の場合は使途の名称に「〇〇〇(二毛作)」、耕畜連携の場合は使途の名称に「〇〇〇(耕畜連携)」と記入してください。

ただし、二毛作及び耕畜連携の支援の範囲は任意に設定することができるものとします。

なお、耕畜連携で二毛作も対象とする場合は、他の設定と分けて記入し、使途の名称に「〇〇〇(耕畜連携・二毛作)」と記入してください。

※2 「作期等」は、基幹作を対象とする使途は「1」、二毛作を対象とする使途は「2」、耕畜連携で基幹作を対象とする使途は「3」、耕畜連携で二毛作を対象とする使途は「4」と記入してください。

※3 産地交付金の活用方法の明細(個票)の対象作物を記載して下さい。対象作物が複数ある場合には別紙を付すことも可能です。

※4 産地交付金の活用方法の明細(個票)の具体的な要件のうち取組要件等を記載してください。取組要件が複数ある場合には、代表的な取組のみの記載でも構いません。

別紙

地域振興作物一覽(町設定)

甲良町農業再生協議会

令和6年度交付実績面積(a)	野菜	花き・花木	果樹	雑穀	特用作物	合計
	0.0	0	0	0	0	0.0

対象作物(下限面積 1a 以上)

[illegible]

8 産地交付金の活用方法の明細

1. 地域農業再生協議会名

甲良町農業再生協議会

2. 活用予定額の総括表

(単位:円)

協議会等名	配分枠 (A+B)		活用予定額
		当初配分 (A)	追加配分 (B)
甲良町農業再生協議会	4,222,000	4,222,000	
			4,222,000

(注)追加配分が未定の段階にあっては、該当箇所を空欄により作成することとします。

3. 活用方法

配分枠

4,222,000

整理 番号	使 途 ※1	作 期 等 ※2	単価① (円/10a)	面 積 (a単位)※3																所要額 ①×② (円)	
				戦略作物							新市場 開拓用 米	そば	なたね	地力 増進 作物	高収益作物				その他		合計 ② ※5
				麦	大豆	飼料作物	米粉用米	飼料用米	WCS用稲	加工用米					野菜	花き ・花木	果樹	その他の 高収益作 物			
1	麦担い手助成	1	1,000	23,920															23,920	2,392,000	
2	非主食用水稲助成	1	5,000				40			29									69	34,500	
3	野菜・果樹・花き・花木助成	1・2	35,000											280	43	190	0		513	1,795,500	
合計(基幹)※4			実面積	23,920			40			29					186	43	190	0	24,408	4,222,000	
合計(二毛作)※4			実面積											94				94			

※1 二毛作及び耕畜連携を対象とする使途は、他の設定と分けて記入し、二毛作の場合は使途の名称に「〇〇〇(二毛作)」、耕畜連携の場合は使途の名称に「〇〇〇(耕畜連携)」と記入してください。

ただし、二毛作及び耕畜連携の支援の範囲は任意に設定することができるものとします。

なお、耕畜連携で二毛作も対象とする場合は、他の設定と分けて記入し、使途の名称に「〇〇〇(耕畜連携・二毛作)」と記入してください。

※2 「作期等」は、基幹作を対象とする使途は「1」、二毛作を対象とする使途は「2」、耕畜連携で基幹作を対象とする使途は「3」、耕畜連携で二毛作を対象とする使途は「4」と記入してください。

※3 「面積」は、当初配分により支援を行う使途について記入し、追加配分により支援を行う使途については、追加配分額が未定の段階にあっては空欄としてください。

※4 「合計(基幹)の実面積」は、基幹作を対象とした設定の実面積を記入し、「合計(二毛作)の実面積」は、二毛作を対象とした設定の実面積を記入してください。

また、「合計②」欄は、基幹作、二毛作それぞれの実面積の合計を記入してください。

※5 ②の合計は、各使途の合計面積を記入してください。

※6 所要額欄の二重枠には、所要額の合計を記入してください。

(注) 使途ごとに「産地交付金の活用方法の明細(個票)」を添付してください。

4. 追加配分等を受けた場合の調整方法

追加配分(地力増進作物を含む)等を受けた場合は以下の優先順位で整理番号の個票に配分をし、活用する。また、減額調整時についても減少額に応じて以下の優先順位で整理番号の個票で調整する(すべて1,000円未満切捨て)。

優先順位 1.【整理番号3. 4】野菜・果樹・花き・花木助成(追加配分を受けた場合、36,000円/10aを上限とする)

2.【整理番号2】非主食用米助成(追加配分を受けた場合、6,000円/10aを上限とする)

3.【整理番号1】麦担い手助成(追加配分を受けた場合、2,000円/10aを上限とする)

さらに所要額が配分額を超えた場合は、整理番号3・4で配分枠に納まるまで、1,000円ずつ引き上げる。
※整理番号毎に上限単価まで調整してから、次の整理番号を調整する。また、減額調整時の下限単価は0円とする。

＜減額調整時の調整方法＞
下記5のとおり。

5. 所要額が配分枠を超過した場合の調整方法

整理番号1、2を優先的に支払い、不足する場合は、整理番号3. 4の交付単価を減額して34,000円に減額する。

それでも超過する場合は、配分額に収まるように、整理番号2, 3, 4で、配分額を有効に活用できるよう調整を行う。

6. 高収益作物について

注1 産地交付金で支援する作物のうち、高収益作物に該当する作物名(野菜、花き・花木、果樹除く)を記載してください。

注2 収益性のわかるデータを添付してください。

産地交付金の活用方法の明細（個票）

協議会名	甲良町農業再生協議会				整理番号	1
使途名	麦担い手助成					
対象作物	麦(基幹作物)					
単 価	1,000円／10a(追加配分を受けた場合、2,000円／10aを上限とする)					
課 題	甲良町では主に各集落営農法人等の担い手が戦略作物の作付けを担っており、麦(基幹作物)を作付ける面積を拡大することにより出荷販売数量や単価アップに繋げ、地域における収益力を向上させるため、麦の作付け面積に応じて助成。					
目 標			令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
	作付面積の拡大	目標	210.0	242.8	250.0	260.0
		実績	226.5	242.3	－	－
内 容	甲良町認定農業者・集落営農組織の担い手が作付した麦（基幹作物）の面積に応じて助成					
具体的要件	【助成対象者】 甲良町認定農業者・集落営農法人で、出荷販売を目的に麦を作付する者で販売収入増大「収量の増大(安定)」に向けた取組み(土づくりか農薬の低減化の取組みのうち１つ以上実施)を行う者 【対象農地】 経営所得安定対策等実施要綱別紙１に定める水田					
取組の確認方法	【助成対象者】 甲良町認定農業者・集落営農組織(法人含む)リストによる確認 【対象農地及び作物作付けの確認】 経営所得安定対策等実施要綱Ⅳの第２及び別紙１に準じて確認、生産管理日誌(トレサビリティ)で収量増大(安定)取組確認 【取組要件】 出荷販売伝票等販売が確認できる書類					
成果等の確認方法	営農計画書により交付対象面積を確認(令和７年７月)					
備考	支援期間の最終年度は「令和８年度」とする。但し、状況等により支援期間を見直すことが出来るものとする。					

- ※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付してください。
- ※ 目標が複数ある場合は、欄を追加して全ての目標について記載してください。
- ※ 令和７年度から新規に設定した目標については、令和６年度の目標の記載は不要です。

産地交付金の活用方法の明細（個票）

協議会名	甲良町農業再生協議会				整理番号	2
使途名	非主食用水稲助成					
対象作物	米粉用米、飼料用米、加工用米					
単 価	5,000円／10a(追加配分を受けた場合、6,000円/10aを上限とする。)					
課 題	主食用米の需要が増加傾向であることから、非主食用米は減少する。					
目 標			令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
	作付面積の拡大	目標	18.4	9.2	19.0	19.5
		実績	15.2	5.6	-	-
内 容	主食用米の需要が増加傾向であることから、非主食用米からの転換を図ることとする。					
具体的要件	【助成対象者】 出荷販売を目的に飼料用米・米粉用米・加工用米を作付する者で販売収入増大「収量の増大(安定)」に向けた取組み(土づくり、農薬の低減化、種子更新、栽培こよみ等に基づく適期適正な病害虫防除、多収品種・技術の導入、複数年契約に基づく栽培の取組みのうち2つ以上実施)を行う者 【対象農地】 経営所得安定対策等実施要綱別紙1に定める水田					
取組の 確認方法	【助成対象者】 営農計画書、出荷契約書等により確認 【対象農地及び作物作付けの確認】 経営所得安定対策等実施要綱Ⅳの第2及び別紙1に準じて確認、生産管理日誌(トレサビリティ)で収量増大(安定)取組確認 【取組要件】 需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領別紙1の第5の4、近畿農政局長等からの情報提供に基づき、届け出していることを確認する。					
成果等の 確認方法	営農計画書により交付対象面積を確認(令和7年9月～12月)					
備考	支援期間の最終年度は「令和8年度」とする。但し、状況等により支援期間を見直すことが出来るものとする。					

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付してください。
 ※ 目標が複数ある場合は、欄を追加して全ての目標について記載してください。
 ※ 令和7年度から新規に設定した目標については、令和6年度の目標の記載は不要です。

産地交付金の活用方法の明細（個票）

協議会名	甲良町農業再生協議会			整理番号	3・4	
使途名	野菜・果樹・花き・花木助成					
対象作物	野菜・果樹・花き（基幹作物・二毛作）（別紙作物一覧のとおり）					
単 価	35,000円／10a（追加配分を受けた場合、36,000円/10aを上限とする。）					
課 題	持続的に環境こだわり農産物の作付けを図り、市場出荷や直売所への販路を広げて「こうら産」の知名度を上げることにより、販売数量や単価アップに繋げ、地域における農家の収益力を向上させるため、認証を受けた環境こだわり農産物の作付けに応じて助成。					
目 標			令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
	作付面積の拡大	目標	－	8.6ha	9ha	9.5ha
		実績	7.2ha	3.5ha	－	－
内 容	別紙地域振興作物一覧（町設定）に定める農産物（野菜・果樹・花き・花木）の作付面積に応じて助成					
具体的要件	【助成対象者】 出荷・販売を目的として、野菜・果樹・花き・花木を作付する者 【対象農地】 経営所得安定対策等実施要綱別紙１に定める水田 【取組要件】 果樹については、新植後３年以内（改植は含まない）が交付対象					
取組の 確認方法	【助成対象者】 営農計画書により確認 【対象農地及び作物作付の確認】 経営所得安定対策等実施要綱Ⅳの第２及び別紙１に準じて確認 【取組要件】 営農計画書により、交付対象年限を確認する。 出荷販売伝票など販売が確認できる書類（果樹等育成途中で出荷に至らない品目を除く。）					
成果等の 確認方法	営農計画書により交付対象水田及び面積を確認（令和７年６月～１２月）					
備考	支援期間の最終年度は「令和８年度」とする。但し、状況等により支援期間を見直すことが出来るものとする。					

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付してください。

※ 目標が複数ある場合は、欄を追加して全ての目標について記載してください。

※ 令和７年度から新規に設定した目標については、令和６年度の目標の記載は不要です。

令和7年度 甲良町農業再生協議会 委員構成表

令和7年5月28日現在

協議会の構成

(敬称略・順不同)

役職名		氏 名	所 属(職名)	備 考
委 員	1	寺本 純二	甲良町 (甲良町長)	(会長)
	2	宮尾 和孝	JA東びわこ経営管理委員会 会長	(副会長)
	3	片岡 貞一	犬上川沿岸土地改良区 理事長	(監査委員)
	4	上田 勝	甲良町農業委員会(農業委員長)	(監査委員)
	5	岩穴口 博光	滋賀県農業共済組合 北部支所支所長(兼)湖東出張所長	
	6	柳本 上司	JA東びわこ代表理事 理事長	生産調整方針作成者
	7	北川 勇	甲良町農業組合長会 会長	
	8	奥川 康司	甲良町農業組合長会 副会長	
	9	奥川 重司	甲良町集落営農組織代表(ファーム横関)	
	10	若林 嘉昭	甲良町集落営農組織代表(正楽寺営農組合)	
	11	桂田 誠一	せせらぎの里こうら農産物生産組合代表	
	12	高橋 聖二	認定農業者	
	13	濱野 賢治	認定農業者	
	14	寺本 純二	湖東地域農業センター 運営委員	併任
オブ ザーバー	1	隠岐 泰彦	近畿農政局滋賀県拠点 総括農政業務管理官	
	2	石山 守	近畿農政局滋賀県拠点 農政推進官	
	3	溝口 真二	滋賀県湖東農業農村振興事務所 農産普及課 主幹	
	4	平田 隼也	滋賀県湖東農業農村振興事務所 農産普及課 主査	
幹 事	1	森 尚浩	JA東びわこ東部営農経済センター センター長	幹事長
	2	佐々木 康弘	JA東びわこ営農経済部 営農経済副部長	
	3	小堀 雄司	湖東地域農業センター事務局長(JA東びわこ)	
	4	木村 晴彦	滋賀県農業共済組合 北部支所 湖東出張所 主査	
	5	西村 克英	甲良町農業委員会事務局長	併任
事務局	1	西村 克英	甲良町産業課 課長	事務局長
	2	山本 文昭	甲良町産業課担当	事務局員
	3	岩瀬 龍平	甲良町産業課担当	事務局員・農業委員会
	4	外川 康弘	湖東地域農業センター	
	5	宮坂 明利	JA東びわこ営農経済部 営農振興課長	
	6	藤野 貴士	JA東びわこ東部営農経済センター 係長	
	7	竹山 瑠	JA東びわこ東部営農経済センター 担当	
内部 監査 委員	1	小堀 雄司	JA東びわこ営農経済部 部長	併任
	2	木村 晴彦	滋賀県農業共済組合 北部支所 湖東出張所 主査	併任
	3	平田 隼也	滋賀県湖東農業農村振興事務所 農産普及課 主査	併任